

宇部市福祉ふれあいセンター
貸館業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 1 月

宇部市健康福祉部 高齢福祉課

宇部市福祉ふれあいセンター貸館業務委託
公募型プロポーザル実施要領

目 次

1	事業概要	1
2	委託期間	1
3	業務内容	1
4	見積限度額	1
5	応募資格	1
6	募集に関するスケジュール等	2
7	応募の手続き	5
8	候補者の選定	6
9	契約に関する事項	7
10	問い合わせ先	8

1 事業概要

宇部市福祉ふれあいセンターは、市民の福祉の増進と生活の向上を図るための施設であるという設置目的に基づく、市民の福祉活動を支える拠点施設として、市民の福祉活動への支援や福祉等の情報を発信するとともに、子どもから高齢者、障害者等が共に参加できる地域共生社会に資する取組を提供して福祉の増進と生活の向上に寄与しています。

上記の目的を達成するため、本業務に対して提案を募り、本市にとって最も実効性が高いと評価される者を受託候補者として選定するものです。

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

ただし、最長1年間延長できるものとします。

なお、受託者が必要な指示に従わないとき、その他業務を継続することが適当でないと認められるときは、期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

3 業務内容

「宇部市福祉ふれあいセンター貸館業務委託仕様書」及び「宇部市福祉ふれあいセンター貸館業務委託業務マニュアル」に記載のとおり。

4 見積限度額

- 11,874,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この額は、本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積書を提出する際には、この額を超えてはならないことに留意すること。

※本業務は、令和7年3月市議会での議決を条件としているため、議決結果によっては業務の見直しや見積限度額の変更、又は業務を中止することがあります。

なお、この場合において、本市は一切の責任を負いません。

5 応募資格

応募者は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとします。

- (1) 法人であること。

※複数の団体により構成される共同事業体（以下「共同事業体」という）による応募も可とします（構成団体の代表者が必要です）。

※同一応募者が複数の提案を行うことはできません。

※応募者は、他の応募団体の構成員になることはできません。

(2) 本業務を実施する能力を有していること。

(3) 法人又はその代表者が、次に該当しないこと。

①法律行為を行う能力を有しない者

②破産者で復権を得ない者

③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

④地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止、第142条（長の兼業禁止）（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなる者

⑤国税、県税、市税（個人市県民税を含む。）を滞納している者

⑥政治団体、宗教団体

⑦役員等（応募しようとする者が法人であるときはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいい、応募しようとする者が複数の者から構成されるときは当該構成される団体の代表者又は法人の当該役員若しくは代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき

⑧暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

⑨役員等が暴力団若しくは暴力団員に対し資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき

(4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない法人等。

6 募集に関するスケジュール等

●参加表明書の受付 令和7年1月10日（金）～ 1月22日（水）

●募集に関する質問の受付 令和7年1月10日（金）～ 1月17日（金）

●質問回答日 令和7年1月10日（金）～ 令和7年1月22日（水）

●参加資格審査結果の通知 令和7年1月23日（木）～ 1月28日（火）

●応募書類の受付 令和7年1月29日（水）～ 2月12日（水）

●プレゼンテーション 令和7年2月下旬

●審査結果の通知 令和7年3月上旬

●契約締結 令和7年4月1日（火）

(1) 参加表明書の受付

■提出書類

- ・参加表明書(様式第7号の1、共同事業体による応募の場合は様式第7号の2)
- ・誓約書(様式第1号)
- ・団体概要調書(様式第2号)
- ・団体役員名簿(様式第3号)
- ・団体等の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類(任意様式)
- ・法人等の国税・県税・市税の滞納がないことを証する証明書(発行から3か月以内のもの：写し可)

※共同事業体を結成して応募する場合は、次の書類も提出すること。

- ・共同事業体結成協定書兼委任状(様式第4号)
- ・共同事業体連絡先一覧(様式第5号)

■提出期限

令和7年1月22日（水） 17時（必着）

■提出先

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市健康福祉部高齢福祉課高齢福祉係

高齢福祉課メールアドレス t-kourei@city.ube.yamaguchi.jp

■提出方法

持参、郵送又は電子メールで高齢福祉課に提出

※郵送で提出する場合は、書留郵便により送付すること。

※電子メールで提出する場合は、開封確認を付して送信すること。

(2) 募集に関する質問の受付

参加表明書の提出者に限り、応募内容に関する質問を受け付けます。

■提出期限

令和7年1月17日（金） 17時（必着）

■提出先

高齢福祉課メールアドレス t-kourei@city.ube.yamaguchi.jp

■提出方法

参加表明書により提出されたメールアドレスから、質問票(様式第9号の1及び様式第9号の2)を添付のうえ、電子メールにより提出してください。

※開封確認を付して送信すること。

※電話での問い合わせには一切応じられませんので、ご注意願います。

■質問回答日及び回答方法

回答日：令和7年1月10日（金）～令和7年1月22日（水）

受け付けた質問は、適宜、質問者へ電子メールで回答し、市ウェブサイトでも公表します。

(3) 参加資格審査結果の通知

応募者全員に、電子メールにより速やかに通知します。（共同事業体で応募した場合は、代表団体あてに送信します。）

(4) 非参加理由の説明請求

①参加資格審査結果の通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して5日以内に、書面（様式自由。ただしA4判とします。）により、宇部市長に非参加理由についての説明を求めることができます。

②非参加理由の説明請求の提出方法等

(ア)提出先 参加表明書等の提出先と同じ。

(イ)提出方法 参加表明書等の提出方法と同じ。

(ウ)受付期間 説明を求めることができる期間内（ただし、休日は除く。）の9時から17時まで。

③非参加理由の説明請求に対する回答

非参加理由の説明請求への回答は、受理した翌日から起算して7日以内に書面により行います。

(5) 応募書類の受付

■応募方法等

本募集要項の「7 応募の手続き」に記載のとおり

(6) プレゼンテーション

■日時

令和7年2月下旬（詳細は、別途通知）

■場所

宇部市役所（詳細は、別途通知）

■審査方法

本募集要項の「8 候補者の選定」に記載のとおり

■その他

プレゼンテーションの詳細は応募者に別途通知します。

※諸般の事情により、プレゼンテーションの開催を中止し、審査委員による書類審査により受託候補者を選定する場合があります。

(7) 審査結果の通知、公表

令和 7 年 3 月上旬

(8) 契約締結

令和 7 年 4 月 1 日（火）

7 応募の手続き

■提出書類

- ・ 団体等の活動実績報告書（令和 5・6 年度の 2 か年分）（任意様式）
※新設団体又は設立初年度の団体の場合、提出は不要です。
- ・ 収支決算書及び挙証資料（令和 5・6 年度の 2 か年分）（任意様式）
※新設団体又は設立初年度の団体の場合、提出は不要です。
- ・ 収支予算書（様式第 6 号）
※全ての積算内訳が記載できない場合は、見積書も併せて提出してください。
- ・ 事業計画書（様式第 8 号）

■提出部数

原本 1 部及び副本 4 部（副本は複写）

※見積書は 1 部で可。

■提出期限

令和 7 年 2 月 12 日（水） 17 時（必着）

■提出先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号

宇部市健康福祉部高齢福祉課高齢福祉係

■提出方法

郵便または持参のいずれかで提出してください。

※郵送の場合は、書留郵便により令和 7 年 2 月 12 日（水） 17 時必着

■作成要領

用紙サイズは原則 A 4 判とし、各様式がわかるようにインデックスを付してください。

■応募にあたっての注意事項

①応募団体構成の変更禁止

複数の団体が共同（共同事業体）で応募される場合、代表団体、構成団体の変更は認めません。

②応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は辞退届（様式第 10 号）を提出してください。

③費用負担

応募に係る費用の一切は、応募者の負担とします。

④提出書類の取扱い

提出された申請書等の書類は返却しません。また、宇部市情報公開条例（平成12年条例第3号）に基づき提出書類の全部又は一部を公開することがあります。

⑤申請後の内容変更の禁止

提出された申請書等については、軽微な場合を除きその内容を変更することはできません。

⑥申請後の無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、申請が無効又は失格となることがあります。

(ア) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

(ウ) 応募書類に虚偽の内容が記載されているとき。

(エ) 審査を行うにあたり、宇部市福祉ふれあいセンター貸館業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が不適当と判断したとき。

(オ) 本募集要項に定める手続を遵守しないとき。

8 候補者の選定

- (1) 選定方法
受託候補者の選考にあたっては、内部委員及び外部委員により構成される選定委員会を設置し、審査基準に基づき総合的に審査を行い、採点の合計により受託候補者を選定します。選定にあたっては、応募書類及び応募者によるプレゼンテーションに対して審査を行います。

※諸般の事情により、プレゼンテーションの開催を中止し、審査委員による書類審査により受託候補者を選定する場合があります。

- (2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査を非公開で行います。応募者にプレゼンテーションを行っていただき、選定委員会の委員がその説明に対して質問等を行います。応募者がプレゼンテーションに出席できない場合は、応募辞退とみなしますのであらかじめご了承ください。

- (3) 審査基準

次に掲げる基準に基づき総合的に審査し、受託候補者を選定します。

① 応募本業務について正確な認識があり、かつ業務等に精通していると認められること。

② 事業計画書の内容が良好かつ的確な業務を遂行できるものであると認めら

れること。

③事業計画書の内容が仕様書の内容を的確に反映し、わかりやすく、かつ事業の発展等を見据えたものであると認められること。

④執行体制及び配置人数が円滑かつ確実な業務執行を行えるものであると認められること。

⑤事業計画が最小の経費で最大の効果を上げられるものと認められること。

※応募が1者の場合においても、審査基準に基づき審査します。

※審査における評価項目と配点は、別表1のとおりです。

(4) 選定結果の通知

応募者全員に、郵送にて速やかに通知します。(共同事業体で応募した場合は、代表団体あてに郵送します。) また、受託候補者の選定については市ウェブサイト等により公表します。

(5) 非特定理由の説明請求

選定結果の通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して5日以内に、書面(様式自由。ただしA4判とします。)により、宇部市長に非特定理由についての説明を求めることができます。

①非特定理由の説明請求の提出方法等

(ア)提出先 事業計画書等の提出先と同じ。

(イ)提出方法 事業計画書等の提出方法と同じ。

(ウ)受付期間 説明を求めることができる期間内(ただし、休日は除く。)の9時から17時まで

②非特定理由の説明請求に対する回答

非特定理由の説明請求への回答は、受理した翌日から起算して7日以内に書面により行います。

9 契約に関する事項

(1) 見積徴収の相手先として特定

本プロポーザルにより選定した受託候補者を、契約に係る随意契約の見積書徴収の相手先として特定するものとします。

ただし、下記のいずれかに該当し、受託候補者から見積書徴収及び契約の締結ができない場合には、次点者を受託候補者とし見積書徴収の相手先として選定するものとします。

①受託候補者選定後「7 応募の手続き ■応募にあたっての注意事項」に定める失格条項に該当して失格となったとき。

②受託候補者との協議の結果、契約締結ができなかったとき。

③受託候補者が契約の締結を辞退したとき。

④その他の理由により、受託候補者と契約の締結が不可能となったとき。

(2) 契約の仕様

①契約の仕様については、受託候補者の業務計画書に記載された内容を尊重し宇部市において定めます。

②契約の仕様決定にあたり、受託候補者に対し業務の具体的な提案等を依頼することがあります。

③全ての経費について、一括して業務委託契約を締結することを想定しています。

(3) 契約内容等

本契約は、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）によるものとします。

(4) 失格による契約の解除

契約締結後に、契約者が「7 応募の手続き ■応募にあたっての注意事項」に定める失格条項に該当していたことが明らかになった場合には、契約の解除を行うことがあります。

10 問い合わせ先

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市健康福祉部高齢福祉課高齢福祉係

電話 0836-34-8302

FAX 0836-22-6026

E-mail : t-kourei@city.ube.yamaguchi.jp

【別表 1】

審査基準		審査項目	配点
1	事業の基本方針が適切であること。	施設の目的との整合性。	10
		施設の平等な利用の確保。	
2	「提案事業」が共生社会の実現に資する提案となっているか。	具体的手法及び期待される効果。	10
3	事業計画書の内容が施設の目的に照らし、効果的かつ実現性の高い提案となっているか。	業務に関する基本的な考え方を理解し、それらに沿った基本方針になっているか。	30
		事業内容が創意工夫や魅力のある内容になっているか。	
		施設使用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みが構築されているか。	
4	事業計画書に沿った施設の貸館業務等を安定して行う能力を有するものであること。	安定した運営が可能な人的能力を有しているか。	40
		安定した運営が可能な物的能力を有しているか。	
		類似の実績を有しており、成果を上げているか。	
		安全・危機管理に配慮した実施体制となっているか。	
5	費用が正しく見積もられており、費用対効果は高いか。	提案内容に対して費用及び積算根拠が妥当であるか。	10
		節減努力をしているか（価格点）。	
計			100